

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年4月8日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則

(西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会事務局処務規則(平成2年西宮市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項第3号中「、賃金(他課の所管に属するものを除く。)」を削る。

(西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会教育機関処務規則(平成2年西宮市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表所属の項、同条第4項及び別表3の欄中「主任嘱託員」を

「主任」に改める。

(西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和元年西宮市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第2項中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

会計年度任用職員制度を新設する地方公務員法及び地方自治法の一部の改正が令和2年4月1日より施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市教育委員会事務局処務規則

現 行

改 正 案

(教育総括室)

第12条 教育総括室に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

4 教育人事課

(1) 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（教育職員課の所管に属するものを除く。）。

(2) 事務局及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件、福利厚生及び公務災害補償に関すること。

(3) 給与、報酬（他課の所管に属するものを除く。）、賃金（他課の所管に属するものを除く。）及び旅費（学校園配分旅費に限る。）に係る予算の編成及び予算経理に関すること。

(4) 職員団体に属すること。

(5) 事務局及び教育機関の職員の研修（他課及び総合教育センターの所管に属するものを除く。）及び人材養成計画に関すること。

(6) 一般職及び特別職の職員の定数管理に関すること。

(7) 特別職の職員の任免（選考を除く。）、報酬その他勤務条件の総合的調整に関すること。

(8) 防火管理者の資格取得に係る事務に関すること。

(教育総括室)

第12条 教育総括室に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。

4 教育人事課

(1) 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（教育職員課の所管に属するものを除く。）。

(2) 事務局及び教育機関の職員の給与その他の勤務条件、福利厚生及び公務災害補償に関すること。

(3) 給与、報酬（他課の所管に属するものを除く。）及び旅費（学校園配分旅費に限る。）に係る予算の編成及び予算経理に関すること。

(4) 職員団体に属すること。

(5) 事務局及び教育機関の職員の研修（他課及び総合教育センターの所管に属するものを除く。）及び人材養成計画に関すること。

(6) 一般職及び特別職の職員の定数管理に関すること。

(7) 特別職の職員の任免（選考を除く。）、報酬その他勤務条件の総合的調整に関すること。

(8) 防火管理者の資格取得に係る事務に関すること。

西宮市教育委員会教育機関処務規則

現 行

(教育機関の名称等)

第2条 教育機関の所屬及び名称並びに教育機関の長及び職員は、次のとおりとする。ただし、指定管理者に管理を行わせる教育機関の職員については、当該指定管理者の職員とする。

所屬	名称	教育機関の長の名称	教育機関の職員			
			課長相当の職	係長相当の職	主任嘱託員	一般職員
学校教育部	総合教育センター	所長	所長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他必要な職員
社会教育部	郷土資料館	館長	館長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他必要な職員
	中央公民館	館長	館長			
	鳴尾公民館	館長	館長	館長		
	鳴尾東公民館	館長	館長	館長		
	南甲子園公民館	館長	館長	館長		
	今津公民館	館長	館長	館長		
	山口公民館	館長	館長	館長		
	上甲子園公民館	館長	館長	館長		
	大社公民館	館長	館長	館長		
	甲東公民館	館長	館長	館長		
	塩瀬公民館	館長	館長	館長		
	春風公民館	館長	館長	館長		
	夙川公民館	館長	館長	館長		

改 正 案

(教育機関の名称等)

第2条 教育機関の所屬及び名称並びに教育機関の長及び職員は、次のとおりとする。ただし、指定管理者に管理を行わせる教育機関の職員については、当該指定管理者の職員とする。

所屬	名称	教育機関の長の名称	教育機関の職員			
			課長相当の職	係長相当の職	主任	一般職員
学校教育部	総合教育センター	所長	所長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他必要な職員
社会教育部	郷土資料館	館長	館長			主査 副主査 主事 指導主事 司書 その他必要な職員
	中央公民館	館長	館長			
	鳴尾公民館	館長	館長	館長		
	鳴尾東公民館	館長	館長	館長		
	南甲子園公民館	館長	館長	館長		
	今津公民館	館長	館長	館長		
	山口公民館	館長	館長	館長		
	上甲子園公民館	館長	館長	館長		
	大社公民館	館長	館長	館長		
	甲東公民館	館長	館長	館長		
	塩瀬公民館	館長	館長	館長		
	春風公民館	館長	館長	館長		
	夙川公民館	館長	館長	館長		

浜脇公民館	館長		館長
用海公民館	館長		館長
学文公民館	館長		館長
若竹公民館	館長	館長	
瓦木公民館	館長		館長
段上公民館	館長		館長
高須公民館	館長		館長
神原公民館	館長		館長
越木岩公民館	館長		館長
高木公民館	館長		館長
上ヶ原公民館	館長		館長
西宮浜公民館	館長		館長
中央図書館	館長	館長	
北部図書館	館長	館長	
鳴尾図書館	館長	館長	
北口図書館	館長	館長	
山東自然の家	所長		
青少年育成センタ	所長	所長	
一			

- 2 教育機関に担当課長を置くことができる。
- 3 教育機関に係長を置くことができる。
- 4 教育機関に主任嘱託員を置くことができる。
- 5 教育次長は、教育機関に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会

浜脇公民館	館長		館長
用海公民館	館長		館長
学文公民館	館長		館長
若竹公民館	館長	館長	
瓦木公民館	館長		館長
段上公民館	館長		館長
高須公民館	館長		館長
神原公民館	館長		館長
越木岩公民館	館長		館長
高木公民館	館長		館長
上ヶ原公民館	館長		館長
西宮浜公民館	館長		館長
中央図書館	館長	館長	
北部図書館	館長	館長	
鳴尾図書館	館長	館長	
北口図書館	館長	館長	
山東自然の家	所長		
青少年育成センタ	所長	所長	
一			

- 2 教育機関に担当課長を置くことができる。
- 3 教育機関に係長を置くことができる。
- 4 教育機関に主任を置くことができる。
- 5 教育次長は、教育機関に西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会

規則第10号(以下「事務局規則」という。)第3条の2のチームを設置することができる。  
この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

6 教育次長は、所管する課等の事務の連携が円滑に行われるよう常に事務執行状況に意を用い、各課の事務執行体制について調整を行う。

(略)

別表(第3条関係)

1	2	3	4	5
総合教育センター		教育研修課長	教育研修課の職員	
青少年育成センター		青少年育成課長	青少年育成課の職員	
郷土資料館		文化財課長	文化財課の職員	
中央公民館		地域学習推進課長	地域学習推進課の職員	
鳴尾公民館		地域学習推進課の主任		
鳴尾東公民館				
南甲子園公民館				
今津公民館				
山口公民館				
上甲子園公民館				
大社公民館				
甲東公民館				
塩瀬公民館				
春風公民館				
夙川公民館				
浜脇公民館				

規則第10号(以下「事務局規則」という。)第3条の2のチームを設置することができる。  
この場合、事務局規則のチームに関する規定を適用する。

6 教育次長は、所管する課等の事務の連携が円滑に行われるよう常に事務執行状況に意を用い、各課の事務執行体制について調整を行う。

(略)

別表(第3条関係)

1	2	3	4	5
総合教育センター		教育研修課長	教育研修課の職員	
青少年育成センター		青少年育成課長	青少年育成課の職員	
郷土資料館		文化財課長	文化財課の職員	
中央公民館		地域学習推進課長	地域学習推進課の職員	
鳴尾公民館		地域学習推進課の主任		
鳴尾東公民館				
南甲子園公民館				
今津公民館				
山口公民館				
上甲子園公民館				
大社公民館				
甲東公民館				
塩瀬公民館				
春風公民館				
夙川公民館				
浜脇公民館				



西宮市学校運営協議会に関する規則新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>（学校運営等に関する意見の申し出）</p> <p>第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の配置に関する事項（個人を特定して行うものを除く。）とする。</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は兵庫県教育委員会に對して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>（学校運営等に関する意見の申し出）</p> <p>第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の配置に関する事項（個人を特定して行うものを除く。）とする。</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は兵庫県教育委員会に對して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>